総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これを加える。

改正後	改正前
別表（第八条関係） 補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 / 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年） ［略］ / ［略］ / ［略］ / ［略］ 地域経済循環創造事業交付金 /	**別表**（第八条関係） 補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 / 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年） ［同上］ / ［同上］ / ［同上］ / ［同上］ 地域経済循環創造事業交付金 ［新設］ /
過疎地域持続的発展支援交付金 /	
選挙人名簿システム改修費補助金 ［略］ /	選挙人名簿システム改修費補助金 ［同上］ /

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和三年度に取得した財産からこれを適用する。

○総務省令第四十六号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）を実施するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十四日

総務大臣　武田　良太

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
法令名 / 条項	法令名 / 条項
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］